

第4回



無料

相続登記等相談会

琴平町総合センターで開催します！

相続登記の義務化について知りたい。

法務局

- ・遺産の分割について聞きたい。
 - ・相続登記の手続について知りたい。
- など



司法書士会

土地家屋
調査士会

相続に備えて

- ・土地の境界をはっきりしておきたい。
 - ・土地を分割したい。
 - ・未登記の建物を登記したい。
- など



令和6年4月から
相続登記が義務化されました！

詳しくは高松法務局ホームページまで→



日時

令和7年1月21日（火）
午後1時から午後4時まで
（秘密厳守・相談時間は30分です）

場所

琴平町総合センター
（中央公民館）2階
琴平町榎井817番地9

◆◆相談は予約制です。下記までご連絡ください。◆◆

【相談予約先】 高松法務局 民事行政調査官室

連絡先：087-821-6342（平日9:00-17:00）

主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会